

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 土地収用法による事業認定……………(財務局財産運用部管理課)……………一
- 建築基準法による道路の指定の取消し……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)……………二
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………四
- 都道の供用開始……………(同)……………六
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………六
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………八
- 港湾施設の供用開始……………(港湾局離島港湾部管理課)……………一〇
- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………一〇

規則(公)

告示(公)

- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………一〇
- 警察署協議会委員の委嘱……………三
- 指定講習機関の届出事項の変更届出……………三
- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………四
- 認定検査実施者の届出事項の変更届出……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………五
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)……………六
- 土地収用法による使用の裁決手続開始(五件)……………(同)……………六

告示

● 東京都告示第千二百五十六号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 第一 起業者の名称 奥多摩町
- 第二 事業の種類 奥多摩町庁舎建設整備事業
- 第三 起業地
- 一 収用の部分 西多摩郡奥多摩町水川字大氷川地内

二 使用の部分 なし
 第四 事業の認定をした理由
 本件申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一 法第二十条第一号の要件への適合性
 申請に係る事業は、西多摩郡奥多摩町(以下「奥多摩町」という。)氷川字大氷川地内の、全体計画五千七百九十六・七四平方メートルを起業地とする「奥多摩町庁舎建設整備事業」(以下「本件事業」という。)であり、法第三十一条に規定する地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第二号の要件への適合性
 起業者である奥多摩町(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条の第三項の普通地方公共団体であり、本件事業を施行する権能を有する主体である。また、起業者は、本件事業に必要な財源についても既に措置しており、本件事業を遂行する意思及び能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

三 法第二十条第三号の要件への適合性
 (一) 得られる公共の利益
 地域の防災拠点等として町政の重要な役割を果たしている奥多摩町庁舎(以下「町庁舎」という。)

については、昭和四十年に奥多摩工業株式会社事務所として建築されたものを奥多摩町が昭和五十八年に取得し、翌年既存部分の改修及び増築を行い、現在に至っている。

平成二十五年度に町庁舎の耐震診断を実施したところ、I s 値の最小値が〇・四一であった。通常官公庁施設において求められる値〇・七五を大幅に下回っており、建物全体の老朽化に伴う耐震性能の不足が明らかになった。町庁舎は、災害時等の拠点となるべき重要な施設であるが、現状ではその役割を担うことが困難な状況である。

また、現在の町庁舎においては、三階までエレベーターが通じていないなどバリアフリー対応の不足や福祉関連業務等の別施設への配置・分散により行政サービスの低下を招いている等、住民サービスに関わる部分でも多くの課題を抱えている。

本件事業の完成により、地域住民の安全・安心につながる防災拠点を確保でき、また、来庁者の利便性や業務効率を向上させ質の高い住民サービスの提供を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項及び東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第二条第五号別表に掲げる事業には該当していない。また、起業地内においては、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に規定される国内希少野生動植物種及び文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の用地の選定に当たり、起業者は、防災拠点の機能、来庁者の利便性への寄与、各種法規制との整合性等の観点から、候補地四案を選定して比較及び検討を行った。その結果、地理的に最も利便性が高く、他の官公署との関係性及び防災拠点として安全性の確保が図られること等の理由から、起業地が本件事業の用地として最も優れていると判断している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

四 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

三(一)で述べたように、現在の町庁舎は建物全体の老朽化に伴い耐震性能が不足し、災害時等の拠点と

しての役割を担うことが困難な状況である。また、バリアフリーへの対応の不足及び庁舎機能の分散により行政サービスの低下を招いているなど、住民サービスに関わる部分でも多くの課題を抱えていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物の建築面積を踏まえて、駐車場やアクセス部分を含む面積等を考慮した本件事業に要する最小限のものであることから、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 結論

一から四までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

第五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 奥多摩町役場

●東京都告示第千二百五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和五年十一月三十日

青梅市本町千

延長
三三・六六
三八・〇二

幅員

四・〇〇

●東京都告示第千二百五十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和六年一月五日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社インターネット不動産販売

(二) 代表者氏名 代表取締役 中島 敏宏

(三) 主たる事務所の所在地 板橋区大山金井町四十番二号 the one OYAMA 一〇一

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇三〇八六号

(五) 免許年月日 平成三十一年二月二十二日

●東京都告示第千二百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染され、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

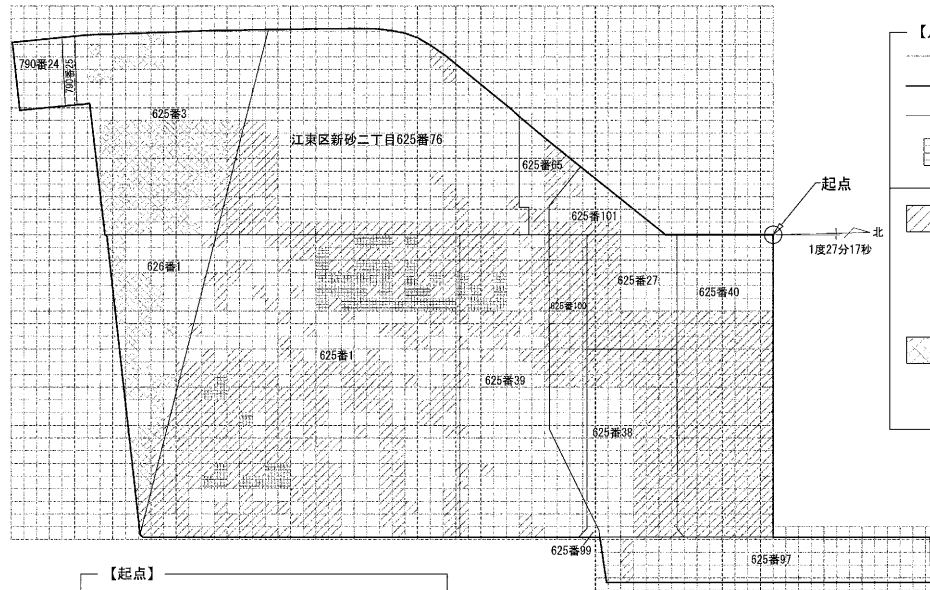
令和五年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1830号、平成28年東京都告示第975号、平成29年東京都告示第1853号、平成30年東京都告示第676号、平成30年東京都告示第831号、平成31年東京都告示第35号、令和3年東京都告示第1463号、令和4年東京都告示第1167号、令和4年東京都告示第1270号、令和4年東京都告示第1585号及び令和5年東京都告示第966号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1830号、令和4年東京都告示第1167号及び令和4年東京都告示第1270号により指定した区域のうち、規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】
 起点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度(1度27分17秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小池百合子

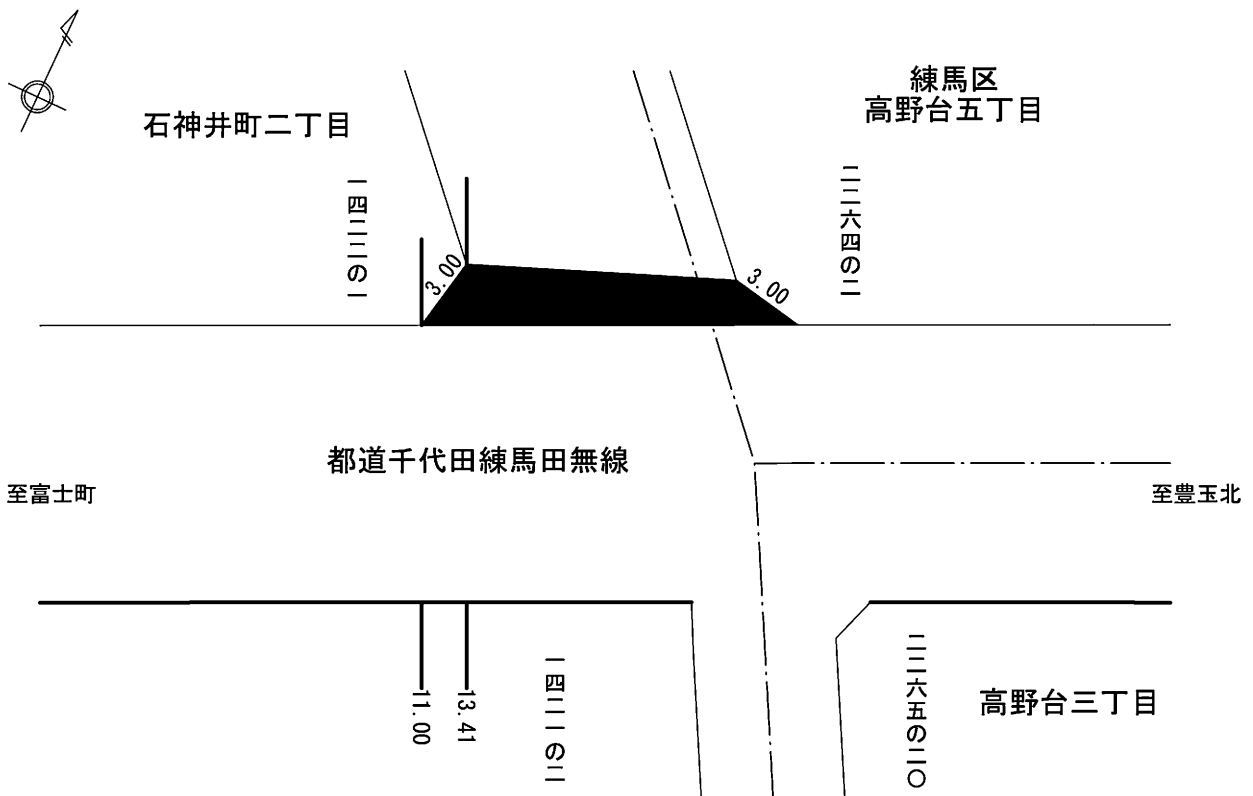
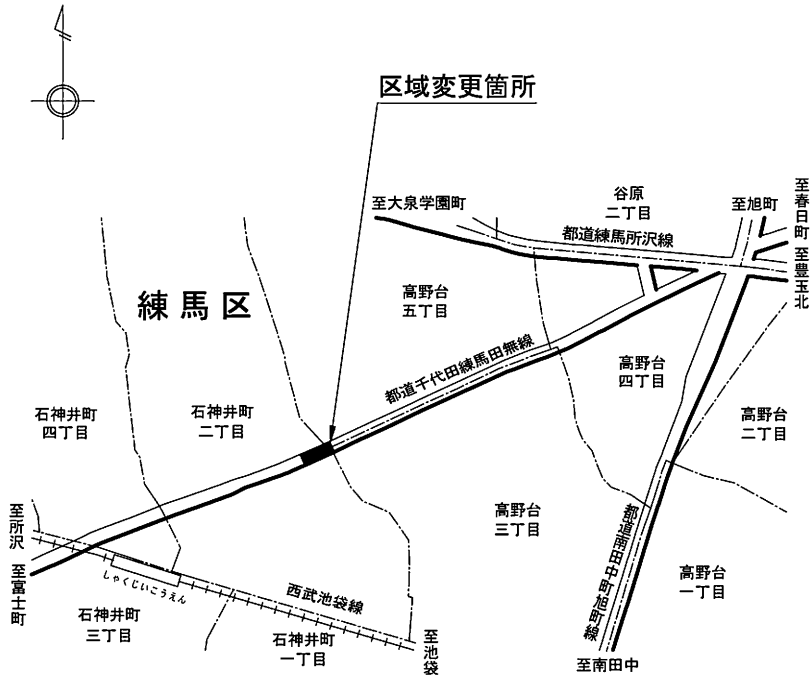
- 一 路線名 千代田練馬田無
- 二 変更の区間 練馬区高野台五丁目二千二百六十四番二地先から同区石神井町二丁目千四百二十二番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道千代田練馬田無線区域変更略図
練馬区高野台五丁目、石神井町二丁目



延長 一四・九〇メートル
面積 二六・六四平方メートル



●東京都告示第千二百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

千代田練馬田無

二 供用開始の区間

練馬区高野台五丁目二千二百六十四番二地先から同区石神井町二丁目千四百二十二番一地先まで

三 供用開始の期日

令和五年十二月十五日

●東京都告示第千二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

千代田練馬田無

二 占用を制限する区間

練馬区高野台五丁目二千二百六十四番二地先から同区石神井町二丁目千四百二十二番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年十二月十六日

●東京都告示第千二百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

八丈循環

二 変更の区間

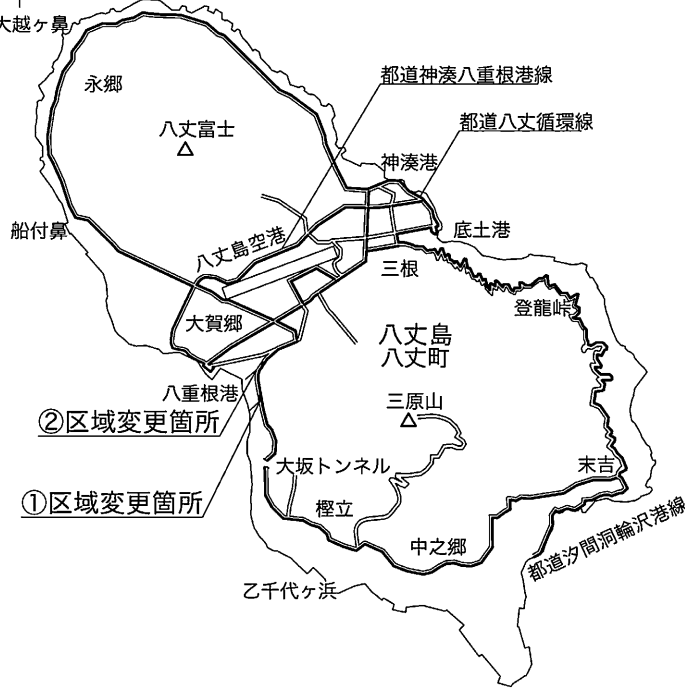
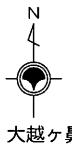
八丈島八丈町大賀郷千六十一番四地内から同所七百十九番一地内まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

別図

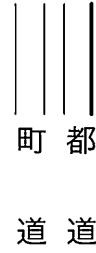
都道八丈循環線区域変更略図
八丈島八丈町大賀郷地内



廃止区域
延長
面積
一三六・七七メートル
一四一・七〇平方メートル



編入区域
延長
面積
五・一〇メートル
〇・一三平方メートル



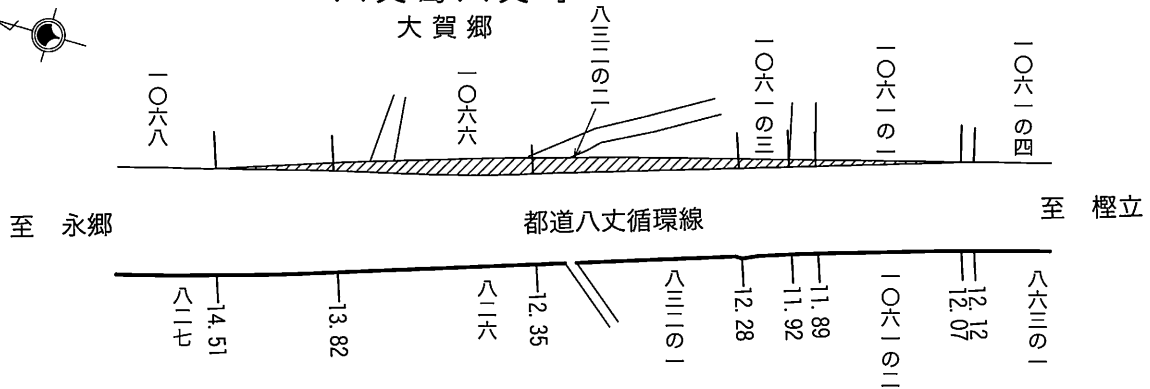
②区域変更箇所

①区域変更箇所

①



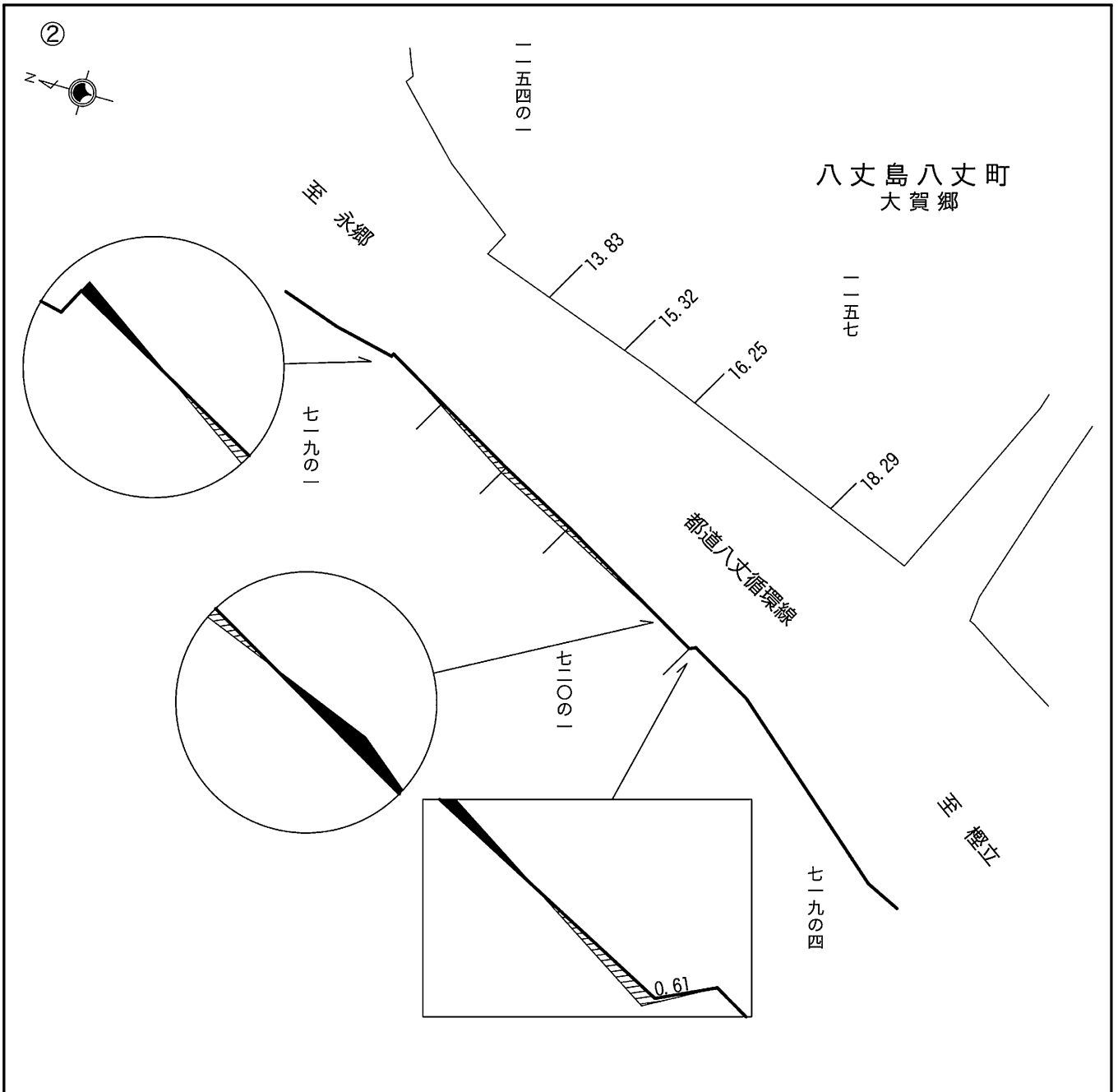
八丈島八丈町
大賀郷



至 永郷

都道八丈循環線

至 樫立



●東京都告示第千二百六十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道利島環状線

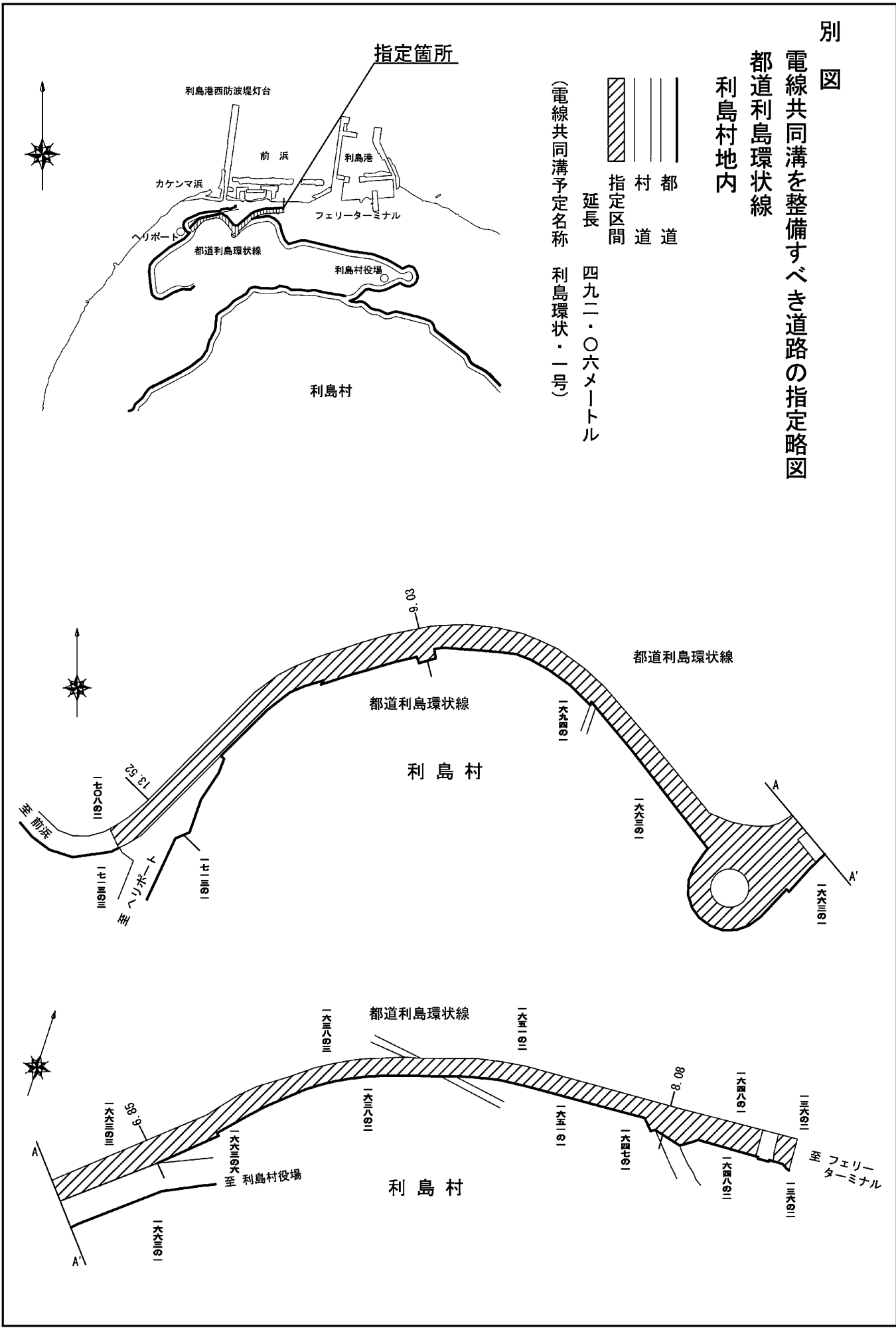
二 指定する区間 利島村千七百八番二地先から同所百三十六番二地内まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道利島環状線
利島村地内

都道 市道 指定区間
 延長 四九二・〇六メートル
 (電線共同溝予定名称 利島環状・一号)



●東京都告示第千二百六十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	開始年月日
船客 待合 所	三池港仮 設船客待 合所	二一・〇三平 方メートル	三宅村坪 田一三〇 六番地十 三	令和五年十 二月十八日

規則(教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十五号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を

改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則(平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「千七百六十円」を「千七百七十円」に改める。

別表第四及び別表第五を次のように改める。

別表第四(第二十八条関係)

区市町村	調整割合
小金井市	百分の十

別表第五(第二十八条関係)

区市町村	減額率
あきる野市、奥多摩町、島しょ各町村	百分の十

別記第七号様式中「すべての物品」を「全ての物品」に

「3 量については、すべての量を表替えをします。

4 棟については、すべての棟の張り替えをしま

す。

5 室内及び汚損箇所を清掃した上、住宅の返還を

します。

「3 室内及び汚損箇所を清掃した上、住宅の返還を

します。

改める。

附則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都

教育委員会職員住宅管理規則別記第七号様式による用紙

で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月15日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

●東京都公安委員会規則第14号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第24条第7項第2号中「受講申請書及び」の次に「施行

規則別記様式第12の2の」を加える。

別記様式第14を次のように改める。

別記様式第14 (第19案関係)

経歴

東京都公安委員会 殿

運転経歴証明書交付申請書

経歴・経歴のみ・失効経歴

申請日

写真貼らないでください。

フリガナ	氏名	住所	生年月日	電話番号	確認欄
			年 月 日		1 本籍・国籍等 2 住所(都内の異動) 3 氏名 4 生年月日 5 他道府県からの転入(本籍・国籍等及び住所を記入してください。)
変更項目	フリガナ	変更後の氏名	変更後の本籍・国籍等	生年度別 加入番号・カード 種別 種別の他	
変更後の住所	〒	東京都			

【注意事項】

- 1 交付の申請ができるのは、申請日前5年以内に申請により免許を取り消され、又は申請日前5年以内に免許を紛失し、かつ、受けている免許がない方に限られます。
- 2 交付の申請は、現在の所在地を管轄する公安委員会に対してのみ行うことができます。
- 3 取消し時に交付した「申請による運転免許の取消通知書」又は住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認できる書類を提示してください。
- 4 氏名、生年月日又は住所に変更が生じた場合には、速やかに住所地在を管轄する公安委員会に届け出てください。
- 5 交付後に亡失等をした場合は、再交付を受けられます。

受理	申請取消し年月日	年 月 日	有効免許に係る期間	年 月 日まで
	申請取消し・本物に係る免許証番号	No.		
	交付申請受理番号	No.	備考	受理所 署名
欄	手数料納入済	No.		取扱
	通知番号	No.		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の2を次のように改める。

別記様式第14の2 (第19案関係)

運転経歴証明書再交付申請書

東京都公安委員会 殿

申請用写真

再交付申請する理由	1 亡失・滅失・盗難
	2 汚損・破損
	3 旧経歴所持
	4 記載事項変更
	5 その他()

持参写真あり
写真貼らないでください。

フリガナ	氏名	住所	生年月日	電話番号	運転経歴証明書番号														
			年 月 日																
受けていた免許種別	11 大型	18 中型	19 普通	12 大型	13 中型	14 普通	15 小型	16 原付	17 大型	18 中型	19 普通	20 大型	21 中型	22 小型	23 原付	24 大型	25 中型	26 小型	27 原付

変更項目	フリガナ	変更後の氏名	変更後の本籍・国籍等	変更後の住所	確認欄
				〒 東京都	1 本籍・国籍等 2 住所(都内の異動) 3 氏名 4 生年月日 5 他道府県からの転入(本籍・国籍等及び住所を記入してください。) 6 その他

備考	台帳の写真等と照合しますので、再交付手続きに時間がかかります。
備考	再交付運転経歴証明書交付年月日(未記入・後日交付時)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16の6の2を次のように改める。

別記様式第16の6の2(第24条関係)

特 定

申請用
写真

東京都公安委員会 殿

運転免許・講習受講申請書

講習区分

申請日 年 月 日

フリガナ	
氏名	
本籍	
住所	
生年月日	年 月 日
電話番号	
記載項目	1 本籍・国籍等 2 住所(都内の風動) 3 氏名 4 生年月日 5 他道府県からの転入(本籍・国籍等及び住所を記入してください。) 6 その他
フリガナ	
変更後の氏名	
変更後の本籍・国籍等	
変更後の住所	東京都
欄	現に変更されている各項目の差し
特定失効等区分	1 2 A 3 4 5 6 B 7 8 9 C
体力試験	運動能力 適・否 深相 1 2 3 4 5 6 7 8 9
適性試験	裸眼 矯正 左眼 右眼 両眼 矯正度数 裸眼度数 遠視判定 近視判定
運転技能検査	対象 結果

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- この規則は、令和6年1月4日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都道路交通規則別記様式第14、別記様式第14の2、別記様式第16の6及び別記様式第16の6の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

出 発 (公)

●東京都公安委員会告示第418号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、令和5年12月1日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和5年12月15日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

警察署協議会名 氏 名

警規庁昭島警察署協議会 神 越 拓 人

●東京都公安委員会告示第419号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

変更届出 があった 指定講習 機関	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社 大泉自動車 教習所	代表者の 氏名	加藤 浩一	加藤 栄一	令和5年8 月21日
株式会社 北豊島園 自動車学 校	代表者の 氏名	相原 伸年	相原光太郎	令和5年7 月1日

●東京都公安委員会告示第420号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国
家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次
のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があ
ったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示す
る。

令和5年12月15日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明
記

変更届出 があった 認定教育 実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社 北豊島園 自動車学 校	代表者の 氏名	相原 伸年	相原光太郎	令和5年7 月21日

●東京都公安委員会告示第421号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国
家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、次
のとおり認定検査実施者から代表者の氏名の変更届出があ
ったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示す
る。

令和5年12月15日

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明
記

変更届出 があった 認定検査 実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社 北豊島園 自動車学 校	代表者の 氏名	相原 伸年	相原光太郎	令和5年7 月1日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
あっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和五年十二月十五日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
号）に到着するよう提出してください。
令和五年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

和光本店

中央区銀座四丁目五番十一号

セイコーグループ株式会社

中央区銀座四丁目五番十一号

株式会社和光

業者の氏名又は名
称

変更前の小売業者
の代表者名

石井 俊太郎

変更後の小売業者
の代表者名

庭崎 紀代子

変更日

令和五年十一月一日

届出日

令和五年十一月三十日

縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

縦覧期間

令和五年十二月十五日から令和六
年四月十五日まで。ただし、東京
都の休日に関する条例（平成元年
東京都条例第十号）に定める休日
を除く。

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
 ついて
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 鈴木ビル

二 店舗所在地 狛江市東野川三丁目一番六号

三 設置者名 鈴木 利一

四 意見

ア 聴取者 狛江市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年十一月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 （新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和五年十二月十五日から令和六年一月
 十五日まで。ただし、東京都の休日に関
 する条例（平成元年東京都条例第十号）
 に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 町田ターミナルビル

二 店舗所在地 町田市原町田四丁目一番十七号

三 設置者名 東急株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 町田市長
 イ 概要 意見なし
 ウ 収受日 令和五年十二月一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 （新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和五年十二月十五日から令和六年一月
 十五日まで。ただし、東京都の休日に関
 する条例（平成元年東京都条例第十号）
 に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見
 の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
 条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項
 の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に
 供する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)オーケー芝久保店

イ 店舗所在地 西東京市芝久保町二丁目九番三十四
 ほか

ウ 設置者名 オーケー店舗保有株式会社

(二)ア 店舗名 (仮称)東大和市東京街道団地地区
 まちづくりプロジェクト北敷地

イ 店舗所在地 東大和市清原一丁目千二百十三番六
 ほか

ウ 設置者名 株式会社HONJO

(三)ア 店舗名 (仮称)東大和市東京街道団地地区
 まちづくりプロジェクト南敷地

イ 店舗所在地 東大和市清原三丁目一番二ほか

ウ 設置者名 株式会社HONJO

(四)ア 店舗名 ホームセンターコーナン足立扇店

イ 店舗所在地 足立区扇三丁目十四番十号

ウ 設置者名 コーナン商事株式会社

(五)ア 店舗名 セブントウン小豆沢

イ 店舗所在地 板橋区小豆沢三丁目九番五号

ウ 設置者名 株式会社セブン&アイ・クリエイト
 リンク

(六)ア 店舗名 テルミナ

イ 店舗所在地 墨田区江東橋三丁目十四番五号

ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(六)までの店舗に係る届出に
 ついては、区市等の意見に配慮する
 とともに、大規模小売店舗立地法第
 四条に基づく指針を勘案し、総合的
 に判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和五年十一月二十七日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振
 興課（新宿区西新宿二丁目八番一
 号）

四 縦覧期間 令和五年十二月十五日から令和六年
 一月十五日まで。ただし、東京都の
 休日に関する条例（平成元年東京都
 条例第十号）に定める休日を除く。

五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分
 まで。ただし、正午から午後一時ま
 でを除く。

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和5年12月15日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 日野都市計画道路事業 3・4・3号落川平山線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年12月7日

別記のとおり

別記

所在	裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しようとする土地の面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都日野市三沢二丁目	20番39	宅地	121.65	121.65	121.65	中込芳彦 (持分 24935700分の 642000)	東京都日野市三沢二丁目 20番地の 13 ライオンズテラス高幡不動産 302	八千代信用保証株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目 3番地	抵当権 平成 12年 9月 7日 受付 第 23192号	

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和5年12月15日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年12月7日

別記1のとおり

別記2のとおり

別記 1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	使用しようとする土地の面積	使用の方法及び期間
東京都世田谷区成城四丁目	1855番1	雑種地	㎡ 2.59	㎡ 2.59	㎡ 2.59	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中

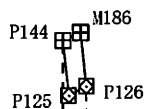
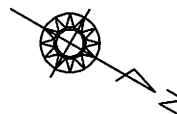
別記 2

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
上野芳樹 (持分 10 分の 1)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 14 号			
クレマーアロン (持分 1000 分の 63)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 15 号	ダイヤモンド信用保証株式会社	東京都文京区本郷三丁目 18 番 14 号	クレマーアロン、クレマー美穂子持分抵当権 平成 15 年 12 月 26 日 受付第 91261 号
クレマー美穂子 (持分 1000 分の 37)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 15 号			
齊藤国広 (持分 10 分の 1)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 15 号	独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽一丁目 4 番 10 号	齊藤国広持分抵当権 平成 16 年 2 月 3 日 受付第 6049 号
		東日本建設業保証株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目 27 番 10 号	齊藤国広持分条件付抵当権設定仮登記 平成 16 年 2 月 3 日 受付第 6050 号
石井邦房 (持分 10 分の 1)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 15 号	株式会社 S B I 新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号	石井邦房持分抵当権 平成 25 年 4 月 10 日 受付第 23109 号
藤井英樹 (持分 45980 分の 4300)	大阪府東大阪市東石切町四丁目 10 番 9 号 エスポワール東石切 101 号室	三菱UFJ ローンビジネス株式会社	東京都文京区本郷三丁目 18 番 14 号	藤井英樹、藤井美津子持分抵当権 平成 29 年 5 月 19 日 受付第 29157 号
藤井美津子 (持分 45980 分の 298)	長野県上田市中央西一丁目 13 番 22 号			
西村寿一 (持分 10 分の 1)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 15 号			
吉田初志 (持分 694800 分の 49480)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 14 号			
吉田さつき (持分 694800 分の 20000)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 14 号			

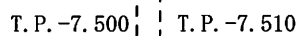
土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
浦山知樹 (持分 200 分の 20)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 14 号	みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目 13 番地	山田喜芳、山田裕子持分抵当権 平成 17 年 3 月 18 日 受付第 18459 号 山田喜芳、山田裕子持分抵当権 平成 26 年 11 月 28 日 受付第 70973 号
山田喜芳 (持分 1000 分の 95)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 15 号			
山田裕子 (持分 1000 分の 5)	東京都世田谷区成城四丁目 24 番 15 号			
安田みさ (持分 20 分の 1)	東京都港区南麻布三丁目 18 番 15 号 新坂ハウス 2階			
安田正治 (持分 20 分の 1)	東京都港区南麻布三丁目 18 番 15 号 新坂ハウス 2階			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城四丁目 1855 番 1



平面図



縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面 (T.P.)
単位：メートル



測 点 名	X 座 標	Y 座 標
P125	-39885.988	-21966.663
P126	-39885.450	-21967.511
M186	-39887.073	-21969.739
P144	-39887.646	-21968.945

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和5年12月15日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年12月7日

別記
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

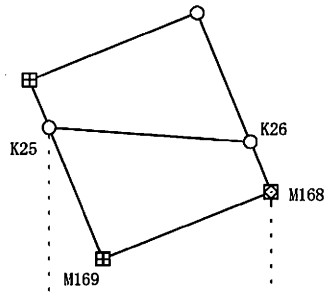
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城四丁目	1856番4	宅地	113.12	113.12	57.47	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	浦山知樹	東京都世田谷区成城四丁目24番14号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城四丁目 1856 番 4 のうち

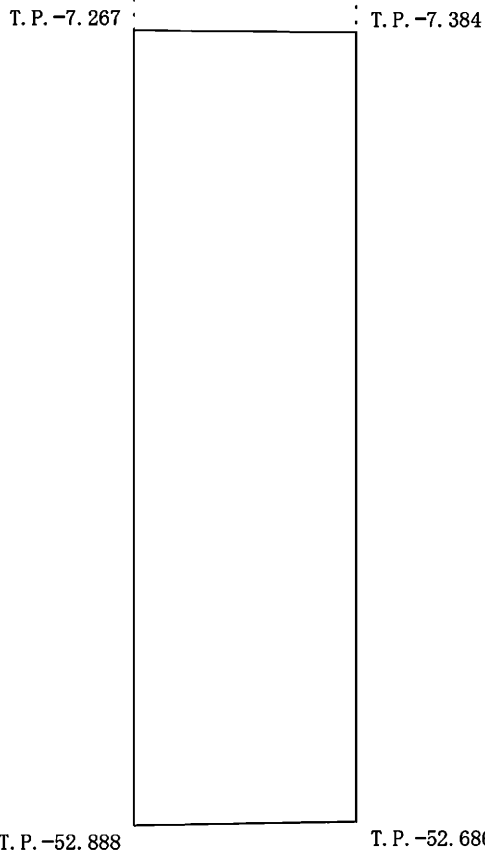


平面図



縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面 (T. P.)
単位：メートル



測 点 名	X 座 標	Y 座 標
K25	-39919. 206	-21972. 053
M169	-39912. 527	-21967. 401
M168	-39906. 698	-21975. 774
K26	-39909. 266	-21977. 562

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和5年12月15日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年12月7日

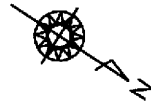
別記のとおり

別記
 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

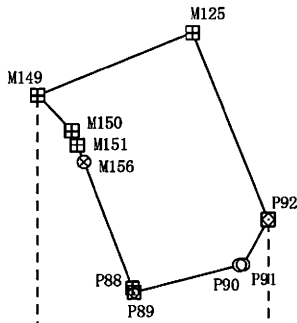
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城四丁目	1856番6	宅地	114.47	114.50	114.50	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	クレイマー アロン (持分100分の63)	東京都世田谷区成城四丁目 24番15号	ダイヤモンド信用保証株式会社	東京都文京区本郷三丁目18番14号	抵当権 平成15年12月26日受付 第91261号
							クレイマー 美穂子 (持分100分の37)	東京都世田谷区成城四丁目 24番15号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
 東京都世田谷区成城四丁目 1856 番 6



平面図



T. P. -7. 189

T. P. -7. 314

縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面 (T. P.)
 単位：メートル

T. P. -53. 023

T. P. -52. 805

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
P91	-39901. 162	-21950. 568
P90	-39901. 324	-21950. 420
P89	-39905. 594	-21945. 747
P88	-39905. 794	-21945. 892
M156	-39912. 163	-21950. 498
M151	-39913. 013	-21951. 116
M150	-39913. 736	-21951. 640
M149	-39916. 515	-21952. 277
M125	-39910. 972	-21960. 225
P92	-39901. 345	-21953. 521

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年12月15日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年12月7日

別記

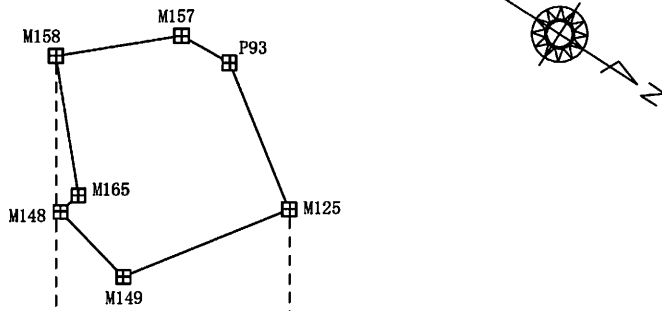
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城四丁目	1856番7	宅地	112.97	112.97	112.97	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	西村寿一	東京都世田谷区成城四丁目24番15号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
 東京都世田谷区成城四丁目 1856 番 7

平面図



T. P. -7. 154 T. P. -7. 272

縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面(T. P.)
 単位：メートル

T. P. -53. 083 T. P. -52. 878

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
M125	-39910. 972	-21960. 225
M149	-39916. 515	-21952. 277
M148	-39921. 281	-21953. 370
M165	-39920. 951	-21954. 646
M158	-39926. 079	-21960. 296
M157	-39920. 983	-21964. 911
P93	-39917. 989	-21965. 112

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年12月15日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所 } 別記2のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年12月7日

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	使用しようとする土地の面積	使用の方法及び期間
東京都世田谷区成城四丁目	1856番12	公衆用道路	m ² 60	m ² 60.76	m ² 59.16	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中

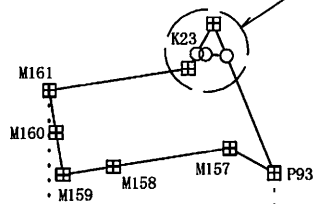
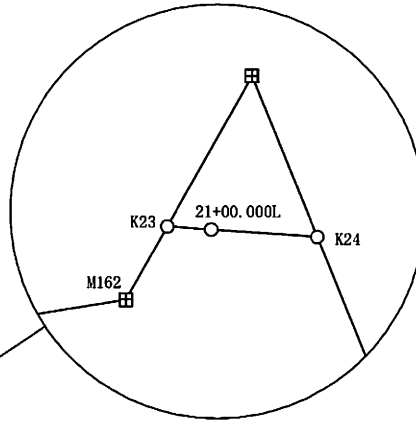
別記2

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
齊藤国広 （持分5分の1）	東京都世田谷区成城四丁目24番15号	独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽一丁目4番10号	齊藤国広持分抵当権 平成16年2月3日 受付第6049号
		東日本建設業保証株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目27番10号	齊藤国広持分条件付 抵当権設定仮登記 平成16年2月3日 受付第6050号
石井邦房 （持分5分の1）	東京都世田谷区成城四丁目24番15号	株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	石井邦房持分抵当権 平成25年4月10日 受付第23109号
西村寿一 （持分5分の1）	東京都世田谷区成城四丁目24番15号			
山田喜芳 （持分500分の95）	東京都世田谷区成城四丁目24番15号	みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目13番地	山田喜芳、山田裕子持 分抵当権 平成17年3月18日 受付第18459号
山田裕子 （持分500分の5）	東京都世田谷区成城四丁目24番15号			山田喜芳、山田裕子持 分抵当権 平成26年11月28日 受付第70973号
安田みさ （持分10分の1）	東京都港区南麻布三丁目18番15号 新坂ハウス 2階			
安田正治 （持分10分の1）	東京都港区南麻布三丁目18番15号 新坂ハウス 2階			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城四丁目 1856 番 12 のうち

拡大図



平面図

T. P. -7. 118

T. P. -7. 241

縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面(T. P.)
単位：メートル

T. P. -53. 144

T. P. -52. 932

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
P93	-39917. 989	-21965. 112
K24	-39924. 078	-21969. 353
21+00. 000L	-39925. 166	-21968. 750
K23	-39925. 617	-21968. 500
M162	-39925. 555	-21967. 517
M161	-39931. 661	-21961. 989
M160	-39929. 983	-21960. 135
M159	-39928. 304	-21958. 281
M158	-39926. 079	-21960. 296
M157	-39920. 983	-21964. 911

発 行 東 京 都
電 話 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号
〇 三 (五 三 二 一) 一 一 一 一 (代)

郵 便 番 号
163-8001

定 価
本 号 七 〇 円
一 箇 月 六、六 〇 〇 円
(郵 送 料 を 含 む)

印 刷 所
電 話 勝 美 印 刷 株 式 会 社
東 京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号
〇 三 (三 八 一 二) 五 二 〇 一 (代)

郵 便 番 号
113-0001